

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月10日

郡山市長



提出者

住 所 福島県郡山市西田町鬼生田字杉内384番地
氏 名 有限会社 小林土建
代表取締役 小林一富

電話番号 024-954-6866

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 小林土建
事業場の所在地	福島県郡山市西田町鬼生田字杉内384番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	一般建設業
② 事業の規模	売上額 130,000,000万円
③ 従業員数	正社員6人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事 木くず→中間処理施設にて破砕再資源化又は焼却処分 がれき類→中間処理施設にて破砕し再生利用又は最終処分施設にて埋立 廃プラスチック類→再資源化又は焼却、埋立 ガラスくず陶磁器屑→最終処分施設にて埋立 石綿含有産廃物→最終処分施設にて埋立 金属屑→圧縮切断 再資源化 紙くず、繊維屑→中間処理施設にて再資源化又は焼却

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社長→産業廃棄物担当者→各現場責任者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

※別紙1の通り

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排 出 量	1956.04 t	319.9 t
	(これまでに実施した取組) 分別を徹底し再資源化を実施している処分施設への搬入。		
② 計画	【目標】※別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排 出 量	1000t	200 t
	(今後実施する予定の取組) 更に分別を徹底し、再資源化施設への搬入を増加する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別作業を徹底し、産業廃棄物の適正処分。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 更に分別作業を徹底し、適正処理に努める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） <u>※上記以外の産業廃棄物についても0 t</u> <u>※自ら再生利用を行う予定なし。</u>		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） <u>※実施予定なし。</u>		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） <u>※上記以外の産業廃棄物についても0 t</u>		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） <u>※今のところ実施予定は無いが、機会があれば行いたい。</u> 中間処理 破砕機（移動式）保有しているため。		

(第5面)

② 計画	【目標】※別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全 処 理 委 託 量	1000 t	200 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	950 t	180 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ※更なる分別作業を行い再資源化施設への搬入を強化する。 委託先とも連携し適正処分に努める。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。